外出支援からみる障害者福祉サービスと介護保険のちがい

H27.8

障害者福祉課

1.外出支援のちがい

	介護保険	障害福祉のサービス			
	身体介護	身体介護	通院等介助	移動支援	同行援護
社会的外出(買物同行等)		×	(官公庁)		
通院		×		(随時)	
余暇活動	×	×	×		
外出準備・帰宅直後支援					×
対象者	被保険者			(地域活動支援)	視覚障害者

重度訪問介護は社会的外出、通院、余暇、準備等を全て含み支援が可能

2. 外出支援の経緯

平成15年 支援費制度

平成18年 障害者自立支援法と共に移動支援がスタート

当初は外出支援について身体介護の利用が混在。その後、身体介護による外出は不可に徹底される。

平成23年 同行援護が10月にスタート

平成24年 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

平成23年1月21日 全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)における国からの回答 居宅介護として認められているサービス提供内容については、通院等介助として認められて いる範囲外の移動介助や見守り的援助を除き、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等 について(平成12年3月17日老計第10号)」と同様である。

3.サービスの内容について

身体介護

居宅における入浴、排泄及び食事等の介助

(単なる)見守り業務及び外出時の介助は身体介護サービスには含まれません。

家事援助

単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または家族等が家事を行うことが困難である者に対して、行われる調理、 洗濯、掃除等の家事の援助

(これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるもの)

通院等介助

ア、範囲

- (1)病院等に通院する場合
- (2)官公署並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業 所及び指定障害児相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に関る相談のた めに訪れる場合
- (3)指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害者福祉サービス事業所を訪れる場合

帰りにちょっと買物に寄る…という利用はできません。

イ、移動先における介助の取扱い

官公署等内の介助については算定対象となる。なお、病院内の移動等の介助は、基本的には 病院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる

院内介護の考え方は、介護保険も障害福祉サービスも基本的に同じです(移動支援、同行援 護も同様)。介護保険はケアマネージャーが判断しますが、これまで障害福祉ではあいまいで した。(今後は・・・)

5.利用できる支援量のちがい

(介護保険)

(障害福祉サービス)

区分支給限度基準額内

支給量の範囲内

障害福祉サービスの支給量は、サービス等利用計画案を勘案して月単位の支給量を受給者証に記載 しています。月によっては時間が余る場合もありますが、安易な利用はできません。

6.これまでに問題とされた支援の事例

- ・家族と同居であるが、共用部分の掃除を行っていた。
- ・家族分を含めた調理、洗濯等の家事支援を行っていた。
- ・身体介護で過度の身体整容(ネイル、顔剃りなど)を行っていた。
- ・家族の留守中に具体的サービスを行わない時間も算定していた。(単なる見守りは算定できません)
- ・身体介護を行ったが移動支援で請求するなど、異なるサービスで請求していた。
- ・ヘルパーが運転して移動支援を行っていた。
- ・複数名を車で送迎し、移動支援の請求をしていた。
- ・経済活動に関る支援をしていた(経理や作業など)。